

## 正誤表

### 『この1冊で合格！ 水野健の宅建士 神テキスト 2024年度版』

本書の記述につき、下記の通り誤りがございました。お詫びと共に訂正させていただきます。

(2024年5月7日現在)

#### ○初版訂正分

訂正箇所	誤	正
P40 「(3) 第三者による強迫」の2行目	相手方が <b>一方的にかわいそうな</b> 善意・無過失であっても、取り消すことができます。	相手方が善意・無過失であっても、 <b>一方的にかわいそうなAは</b> 、取り消すことができます。
P140 「③妨害排除請求権」の2行目	行為を <b>禁止</b> された場合は	行為をされた場合は
P406 図「都市計画の決定までの流れ」 ③審議会の議などを経て、決定する	〈町村の場合〉 都道府県知事に協議し、その同意を得る 〈市の場合〉 都道府県知事と協議する (削除)	・都道府県知事と協議する
P465 図「事前届出制と事後届出制の違い」	⇒ 事後届出制では、	⇒ 事前届出制では、

#### ○2刷訂正分

訂正箇所	誤	正
P57 「2 消滅時効」の4行目	経過して、 <b>B</b> が	経過して、 <b>A</b> が
P465 下から3行目・5行目	事前届出	事後届出
P576 Q3	注意が <b>不要</b> である。	注意が <b>必要</b> である。